

『フルハーネス型墜落制止用器具取扱い』

2019年2月1日施行の労働安全衛生規則の改正により、墜落の危険性がある作業のうち、特に危険性の高い業務を行う労働者は、特別教育を受講することが義務付けられています。

特に危険性の高い業務とは、「**高さが2m以上の作業床(一般的には足場の作業床、機械の点検台等)、手すりや囲い等を設けることが困難な場所でフルハーネス型安全帯を使用して行う作業(ロープ高所を除く)などの業務**」を指します。

1. 日程・会場

第1回	2025年 4月16日(水)	時間	9:00~受付 9:10~16:15
第2回	2025年 8月28日(木)		
第3回	2026年 2月10日(火)		
場所	若松市民会館(JR若松駅前)3階 視聴覚室		

(注) 受講希望者が少数の場合は、中止若しくは延期する場合がありますのでご了承願います。

2. 受講料・テキスト代(消費税10%込み)

(単位:円)

区分	受講料			テキスト代		合計 (税込)	
	受講料	消費税		テキスト代	消費税		
会員	8,000	800	8,800	860	86	946	9,746
一般	10,000	1,000	11,000				11,946

※ 若松労働基準協会会員に限らず、福岡県下の労働基準協会会員は会員料金を適用します

3. カリキュラム

講習内容	時間
作業に関する知識	1.0 時間
墜落防止用器具(フルハーネス型のものに限る)に関する知識	2.0 時間
労働災害の防止に関する知識	1.0 時間
関係法令	0.5 時間
墜落制止用器具の使用等方法等 (実技)	1.5 時間

4. 申込み方法

- ① お電話にて定員の空き状況を確認の上、所定の受講申請書をFAXまたは郵送にて若松労働基準協会へお申し込みください。
- ② 受講料は講習日の10日前までに納入して下さい。
尚、原則として申込み後の受講料の払戻しは致しませんのでご了承下さい。
- ③ 受講票等は、受講料振込みを確認後、受講日1週間前を目処に送付致します。
※ 申込書にご記入頂いた氏名・生年月日・住所・連絡先等の個人情報につきましては講習会以外での利用は致しませんのでご了承ください。

5. 連絡先・振込先等

若松労働基準協会
〒808-0034 若松区本町1丁目13-15 (株)石炭会館ビル 1階
TEL: 093-751-6563、 **FAX: 093-863-6567**
受講料振込先: 北九州銀行若松支店 普通預金: 6072367 若松労働基準協会
(振込手数料は貴社でご負担願います)

FAX: 093-863-6567

【フルハーネス型墜落制止用器具取扱い特別教育】
受講申請書

※ 必ず黒のボールペン等で記入してください（鉛筆は不可です）

ふりがな		生年月日		現住所	
受講者氏名					
		(昭和・平成)	〒	携帯:	
		(昭和・平成)	〒	携帯:	
		(昭和・平成)	〒	携帯:	
		(昭和・平成)	〒	携帯:	
所 属 事業所	所在地	〒			
			都 道 府 県		
	事業所名 (印不要)	業 種 : <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> その他			
		TEL		FAX	
連絡先	担当者所属・氏名			(電話)	
				(FAX)	
【受講希望日】	月 日	受講料振込予定日		令和	年 月 日
		受講料(合計)			円
<input type="checkbox"/> 福岡県下労働基準協会の会員 [加入協会名: 若松・その他()協会]					
<input type="checkbox"/> 福岡県下労働基準協会の会員ではない					

この受講申請書にご記入いただいた個人情報は講習業務の手続き、その他講習情報提供に利用いたします。
また、法令に基づく開示、提供を求められた場合を除き、第三者への提供は致しません。

申請年月日: 令和 年 月 日

若松労働基準協会会長 殿